

旭川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月21日

旭川市議会

議長 福 居 秀 雄 様

提出者 議会運営委員会

委員長 中 野 ひろゆき

## 旭川市議会委員会条例の一部を改正する条例

旭川市議会委員会条例（昭和３８年旭川市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第２条２ 民生常任委員会の項第４号中「保健所」を「健康保健部」に改める。

第８条第１項中「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第１０条第１項中「事故」を「事故が」に，「行なう」を「行う」に改め，同条第２項中「行なう」を「行う」に改める。

第１３条の次に次の１条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第１３条の２ 委員長は，委員について，次に掲げる場合に該当すると認めるときは，映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）によつて，委員会を開会することができる。ただし，第１８条（秘密会）第１項の秘密会は，この限りでない。

(1) 大規模な災害等の発生等，感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 公務，疾病，出産，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により，委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

２ 前項の規定により委員会が開会される場合において，オンラインによる方法で出席を希望する委員は，あらかじめ委員長に届け出なければならない。

３ 第１項の規定により開会された委員会に，オンラインによる方法で出席する委員は，この条例の規定の適用については，当該委員会に出席しているものとみなす。

４ オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は，議長が別に定める。

第１８条第２項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第２１条第１項中「会議規則」を「旭川市議会会議規則（昭和３８年旭川市議会規則第１号。第３０条において「会議規則」という。）」に改め，同条第２項中「終る」を「終わる」に改める。

第２２条第２項中「聞こうと」を「聴こうと」に改める。

第２４条第１項中「聞こうと」を「聴こうと」に改め，同条第２項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第２５条第２項中「聞こうと」を「聴こうと」に，「こえて」を「超えて」に改め，同条第

3 項中「こえ」を「超え」に改める。

第 27 条中「又は」を「，又は」に改める。

第 28 条第 2 項中「聞こうと」を「聴こうと」に改める。

第 29 条第 1 項中「調製」を「作成」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条 2 民生常任委員会の項第 4 号の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第 13 条の次に 1 条を加える改正規定 令和 7 年 6 月 1 日